公　示　送　達　書

上里町告示第　１０６　号

令和８年１１月４日

下記の書類は、受取人の住所・居所、事務所及び事業所が不明なため、地方税法第２０条の２の規定により公示します。

なお、この書類は上里町役場税務課に保管してありますので、いつでも該当者は申し出て、交付を受けてください。

埼玉県児玉郡上里町長　　山　下　博　一

送達を受けるべき者	氏　名	① 後藤　吉行 ② TRAN DINH QUANG
送達をする書類名	① 固定資産税督促状 ② 町県民税督促状	

（注意）

地方税法第２０条の２の規定により公示送達をした日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。